

定期無料相談

■人権相談

- 7月20日(木) 13時～17時 神拝公民館
問合せ 市庁舎本館市民相談課 TEL0897-56-5151内線2462
- 7月21日(金) 13時～17時 小松農村環境改善センター
問合せ 小松総合支所総務課 TEL0898-72-2111内線212
- 毎週月・水・金曜日(17日は除く) 9時～16時
松山地方務局西条支局
問合せ 西条人権擁護委員協議会 TEL0897-56-0188

■行政相談

- 7月4日(火)・8月1日(火) 13時～16時
市民会館(東予総合支所隣)
問合せ 東予総合支所総務課 TEL0898-64-2700内線214
- 7月11日(火) 9時～12時 丹原福祉センター
- 7月25日(火) 9時～12時 桜樹公民館
問合せ 丹原総合支所総務課 TEL0898-68-7300内線230
- 7月11日(火) 13時～16時 市庁舎本館市民相談課
問合せ 市庁舎本館市民相談課 TEL0897-56-5151内線2462
- 7月21日(金) 13時～16時 小松農村環境改善センター
問合せ 小松総合支所総務課 TEL0898-72-2111内線212

■法律相談 事前予約が必要。(予約受付は7月3日～)

- 内容 弁護士が担当(定員15人、1人15分)
- 7月12日(水)・26日(水) 13時～17時 市庁舎本館市民相談課
問合せ 市庁舎本館市民相談課 TEL0897-56-5151内線2462
- 7月19日(水) 13時～17時 市民会館(東予総合支所隣)
問合せ 東予総合支所総務課 TEL0898-64-2700内線214

■心配ごと相談

- 総合福祉センター(もてこい元気館)
月～金曜日(17日は除く) 13時～16時
- 東予総合福祉センター(ほほえみプラザ)
月・金曜日(17日は除く) 9時～12時
- 丹原福祉センター 毎週火曜日 9時～12時
- 小松地域福祉センター 毎週水曜日 13時～16時
問合せ・主催 社会福祉協議会 TEL0898-64-2600

■社会保険等相談

- 7月13日(木) 10時～16時 市民会館(東予総合支所隣)
問合せ 市庁舎本館産業振興課 TEL0897-56-5151内線2543

■社会保険出張相談

- 7月13日(木) 10時～15時30分 東予市商工会議所
- 7月18日(火)・27日(木) 10時～15時30分 西条商工会議所
問合せ 新居浜社会保険事務所 TEL0897-35-1300

■子育て相談

- ◆医療カウンセラーによる専門的相談
毎週土・日曜日、祝日 10時～16時
総合福祉センター(もてこい元気館)
問合せ 地域子育て支援センター「ひだまり」 TEL0897-55-1018
※7月8日(土)(10時～12時)には「らっこ・はうす」(東予南保育所内)でも専門的相談を実施します。
※平日は、次の地域子育て支援センターでも子育て不安等に対する相談を行っています。
○ひだまり 総合福祉センター内 TEL0897-55-1018
○おさなごゆめの城 飯岡保育園内 TEL0897-55-2311
○らっこ・はうす 東予南保育所内 TEL0898-64-3112
○たんぼぼくらぶ 小松東保育所内 TEL0898-72-2538

■青少年電話相談

- ◆ヤングテレホン 月～金曜日 8時30分～17時
TEL0897-52-2828(青少年育成センター)
TEL0897-56-4976(西条警察署)
TEL0898-65-4976(西条西警察署)
- ◆ヤングホットライン 月～金曜日 9時～18時
TEL089-945-4115(松山教育事務所)

■消費生活相談

- 月～金曜日(17日は除く) 9時～16時
- 西条地方局消費生活相談窓口 TEL0897-56-3700
- 愛媛県消費生活センター TEL089-925-3700

■司法書士法律無料相談

- 7月18日(火) 10時～12時 市民会館(東予総合支所隣)

■土地建物取引相談

- 7月8日(土) 13時～15時 宅建協会西条支部(兵庫ビル2階)
問合せ・主催 宅建協会西条支部 TEL0897-55-0988

■土地建物取引相談、住宅に関する無料相談

- 7月10日(月) 13時～15時
東予市商工会議所 TEL0898-64-5000
主催 宅建協会周桑支部、東予市商工会議所

■お酒の悩み相談

- 7月26日(水) 18時～19時 総合福祉センター3階第1会議室
問合せ 西条断酒会 TEL0897-55-8030 担当:辻本

■補聴器相談会

- 7月19日(水) 10時～15時 市庁舎本館101会議室
- 7月19日(水) 10時～15時 東予総合支所第1会議室
問合せ 市庁舎別館社会福祉課 TEL0897-56-5151内線2326

◆ご存じですか? 検察審査会

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者(犯罪の嫌疑を受けている人)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしを審査するところです。

検察審査員に選ばれたときには、国民の代表としてご協力をお願いします。

詳しくは、西条検察審査会事務局(松山地方裁判所西条支部内・TEL0897-56-0685)へお問い合わせください。

◆交通事故の相談は、自動車保険請求相談センターへ

自動車保険請求相談センターでは、自動車損害賠償責任保険や任意自動車保険の請求などについて、専門的相談員が無料でご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

相談日 月～金曜日(祝日を除く)

9時～12時、13時～17時

弁護士相談日 毎週木曜日 13時～16時(予約制・相談無料)

問合せ 社団法人 日本損害保険協会・四国支部

松山自動車保険請求相談センター TEL089-945-2335